**規約の作成について**

　規約は団体の運営や活動の基本となるルールです。団体は、この規約に基づき運営や活動を行います。これという形式はありませんが、団体の名称、主たる事務所の所在地、団体の目的、活動内容の規定は、最低限記載してください。

下例を参考にして、団体の特徴を活かした規約を作ってみてください。

○○○（団体名）規約

**（名称）← 必須事項！**

第1条 本会は、○○○（団体名）と称する。

**（事務所）← 必須事項！「会長宅とする」等でもかまいません。**

第2条 本会の事務所は、〇○○（住所）に置く。

**（目的）← 必須事項！設立年月日も記載しておくとよいでしょう。**

使命（何を達成するための組織なのか）を明確に記述することによって団体の存在意識を示す重要な部分です。

第3条 本会は、○○○に関する活動（事業）を行い、○○○することを目的とする。

**（活動）← 必須事項！団体の目的に沿った活動内容を記載します。**

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の○○○活動を実施する。

（1） ○○○

（2） ○○○

（3） その他、目的の達成に必要な活動

（会員）← 任意事項！

第5条 会員は、第３条の目的に賛同した〇〇で構成する。

（入会）← 任意事項！

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を〇〇に提出し、〇〇の承認を得るものとする。

（会費）← 任意事項！金額については「総会において別に定める」等の記載でもかまいません。

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

（1）○○○円

（退会）← 任意事項！

第8条 会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡したとき。

（2）会費を○年以上納入しないとき。

（役員）← 任意事項！役員名称はこの例に限りません。

第9条 本会には、次の役員を置く。

（1）会長

（2）副会長（会計）

（3）監査役 ← 監査役は会員から選び、他の役員の兼任はできません。

（役員の職務）← 任意事項！

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。また、会計事務を行う。

3 監査役は、会の活動状況及び会計について監査を行う。

（総会）← 任意事項！

第11条 本会の総会は、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

（1）規約の変更

（2）事業の変更

（3）事業報告及び収支決算

（4）役員の選任又は解任

（5）その他本会の運営に関する重要事項

3 総会の決議は、出席者の２分の１以上とし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（事業報告書及び決算）

第12条 会長は、毎事業年度終了後○か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第13条 本会の事業年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

（補則）

第14条 この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、○年○月○日から施行する。